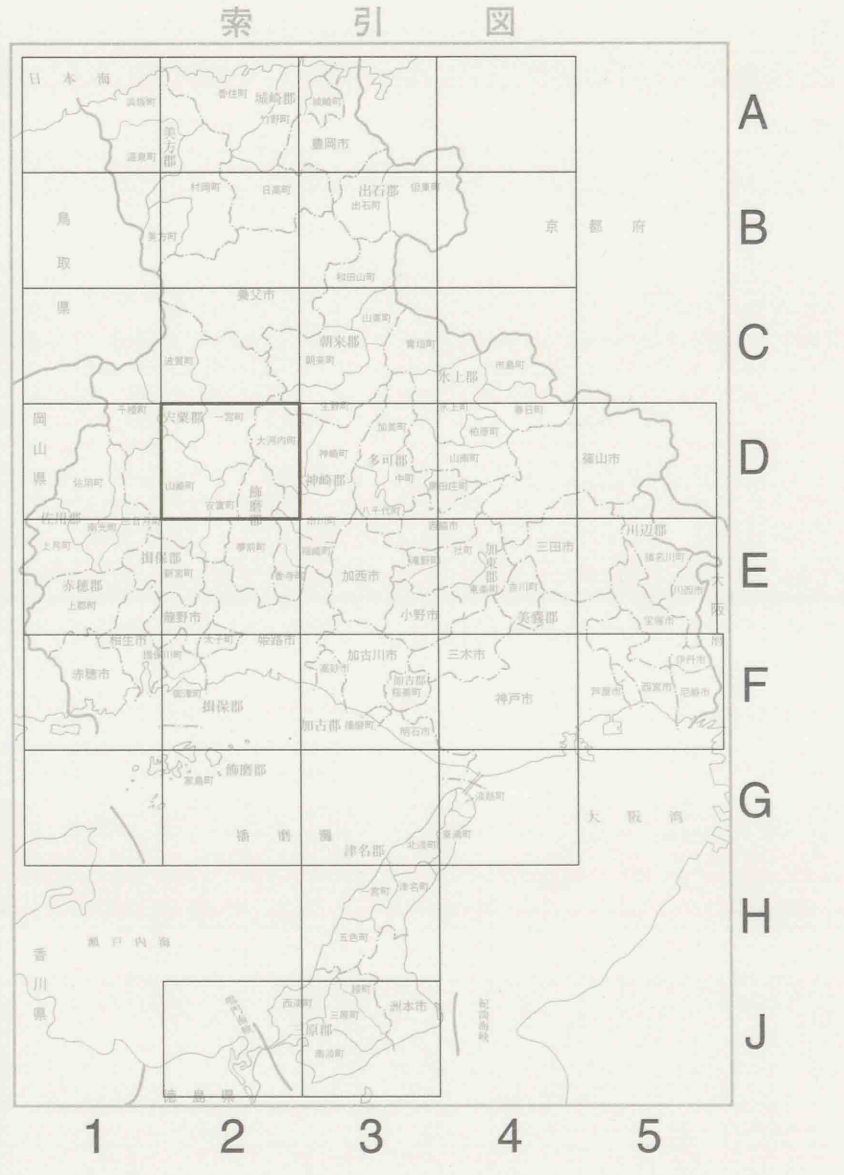


# 兵庫県宅地造成 工事規制区域図

## D-2



(第3次指定)  
昭和48年4月7日 官報 第13884号 建設省告示 第843号

次の各号に掲げる区域ごとに、当該各号に掲げられた地物（建物、施設及び工作物）については、その境界線）で囲まれた区域

山崎町 A 地区	
①	伊保川
②	町道東谷線
③	町道神谷三谷線
④	町道大谷線
⑤	町道五十嵐線
⑥	町道一宮線
⑦	町道北山院線
⑧	町道中川線
⑨	町道山崎線
⑩	町道山崎線
⑪	町道山崎線
⑫	町道山崎線
⑬	町道山崎線
⑭	町道山崎線
⑮	町道山崎線
⑯	町道山崎線
⑰	町道山崎線
⑱	町道山崎線
⑲	町道山崎線
⑳	町道山崎線
㉑	町道山崎線
㉒	町道山崎線
㉓	町道山崎線
㉔	町道山崎線
㉕	町道山崎線
㉖	町道山崎線
㉗	町道山崎線
㉘	町道山崎線
㉙	町道山崎線
㉚	町道山崎線
㉛	町道山崎線
㉜	町道山崎線
㉝	町道山崎線
㉞	町道山崎線
㉟	町道山崎線
㊱	町道山崎線
㊲	町道山崎線
㊳	町道山崎線
㊴	町道山崎線
㊵	町道山崎線
㊶	町道山崎線
㊷	町道山崎線
㊸	町道山崎線
㊹	町道山崎線
㊺	町道山崎線
㊻	町道山崎線
㊼	町道山崎線
㊽	町道山崎線
㊾	町道山崎線
㊿	町道山崎線
1	一般国道29号
2	一般国道29号
3	一般国道29号
4	一般国道29号
5	一般国道29号
6	一般国道29号
7	一般国道29号
8	一般国道29号
9	一般国道29号
10	一般国道29号
11	一般国道29号
12	一般国道29号
13	一般国道29号
14	一般国道29号
15	一般国道29号
16	一般国道29号
17	一般国道29号
18	一般国道29号
19	一般国道29号
20	一般国道29号
21	一般国道29号
22	一般国道29号
23	一般国道29号
24	一般国道29号
25	一般国道29号
26	一般国道29号
27	一般国道29号
28	一般国道29号
29	一般国道29号
30	一般国道29号
31	一般国道29号
32	一般国道29号
33	一般国道29号
34	一般国道29号
35	一般国道29号
36	一般国道29号
37	一般国道29号
38	一般国道29号
39	一般国道29号
40	一般国道29号
41	一般国道29号
42	一般国道29号
43	一般国道29号
44	一般国道29号
45	一般国道29号
46	一般国道29号
47	一般国道29号
48	一般国道29号
49	一般国道29号
50	一般国道29号
51	一般国道29号
52	一般国道29号
53	一般国道29号
54	一般国道29号
55	一般国道29号
56	一般国道29号
57	一般国道29号
58	一般国道29号
59	一般国道29号
60	一般国道29号
61	一般国道29号
62	一般国道29号
63	一般国道29号
64	一般国道29号
65	一般国道29号
66	一般国道29号
67	一般国道29号
68	一般国道29号
69	一般国道29号
70	一般国道29号
71	一般国道29号
72	一般国道29号
73	一般国道29号
74	一般国道29号
75	一般国道29号
76	一般国道29号
77	一般国道29号
78	一般国道29号
79	一般国道29号
80	一般国道29号
81	一般国道29号
82	一般国道29号
83	一般国道29号
84	一般国道29号
85	一般国道29号
86	一般国道29号
87	一般国道29号
88	一般国道29号
89	一般国道29号
90	一般国道29号
91	一般国道29号
92	一般国道29号
93	一般国道29号
94	一般国道29号
95	一般国道29号
96	一般国道29号
97	一般国道29号
98	一般国道29号
99	一般国道29号
100	一般国道29号

(第12次指定)  
平成15年11月4日 兵庫県公報 第1515号 兵庫県告示 第1290号

次の各号に掲げる地物（建物、施設及び工作物）については、その境界線）で囲まれた区域

夢前町山之内地区	
①	大字山崎地区と大字山之内地区と安富町との境界点
②	夢前町と安富町と一宮町との境界点
③	夢前町と一宮町と大内町との境界点
④	夢前町と大内町と市川町との境界点
⑤	夢前町と市川町と城崎町との境界点
⑥	大字山崎地区と大字山之内地区と城崎町との境界点
⑦	大字山崎地区と大字神崎地区と大字山之内地区との境界点

注1 境界線は、建設省告示第843号（昭和48年4月7日）及び建設省告示第1290号（平成15年11月4日）に基づき、建設省告示第843号の境界線と建設省告示第1290号の境界線とを併せて示す。  
注2 境界線は、建設省告示第843号（昭和48年4月7日）及び建設省告示第1290号（平成15年11月4日）に基づき、建設省告示第843号の境界線と建設省告示第1290号の境界線とを併せて示す。  
注3 地物、施設及び工作物の境界線は、建設省告示第843号（昭和48年4月7日）及び建設省告示第1290号（平成15年11月4日）に基づき、建設省告示第843号の境界線と建設省告示第1290号の境界線とを併せて示す。

凡 例	
	第3次指定区域
	第12次指定区域

注) この図面は、おおよその区域を示しているもので、詳細については、索引により確認してください。

1 : 25,000

